

つくる会 FAX 通信

第 268 号 平成 21 年(2009 年) 12 月 28 日(月) 送信枚数 1 枚

TEL 03-6912-0047 FAX 03-6912-0048 <http://www.tsukurukai.com>

竹島問題を明記しない高校「解説書」に抗議 文科大臣に抗議文を送付

当会は、さる 12 月 25 日に発表された、高校学習指導要領の「解説書」に、竹島問題が明記されなかったことに対し、本日付で抗議文を発出するとともに、同文書を川端達夫文科大臣あてに送付しました。

抗議文の内容はつぎのとおりです。

竹島問題を明記しない高校「解説書」の扱いに抗議する

平成 21 年 12 月 28 日
新しい歴史教科書をつくる会

(1) 去る 12 月 25 日、新しい高等学校学習指導要領の解説書が公表された。扱いが注目されていた「竹島問題」について、「地理歴史編」の解説書は、「北方領土など我が国が当面する領土問題については、中学校における学習を踏まえ、我が国が正当に主張している立場に基づいて的確に扱い、領土問題について理解を深めさせることが必要である」(地理 A の 84 頁、地理 B の 107 頁)と述べるにとどめ、「竹島問題」を明記することを回避した。

(2) 昨年 7 月に公表された新しい中学校学習指導要領の解説書・社会科編 地理的分野では、初めて竹島問題が明記され、次のように述べていた。

「北方領土(歯舞諸島、色丹島、国後島、択捉島)については、その位置と範囲を確認させるとともに、北方領土は我が国固有の領土であるが、現在ロシア連邦によって不法に占拠されているため、その返還を求めていることなどについて、的確に扱う必要がある。また、我が国と韓国の間には竹島をめぐる主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様に我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である」。

この中学校における扱いに比べ、今回の措置は重大な後退であるといわざるを得ない。

(3) 今回の解説書の領土問題の記述については、文科相、官房長官、外相らが協議を重ね、最終的には鳩山首相の判断によって明記が見送られたとされている。明らかに、韓国側に「配慮」したものと考えられる。しかし、領土問題は国家主権に関わる原則問題である。しかも、解説書にどう書くかは、日本の教育に関わる内政問題であり、そこに外交的配慮などを入り込ませては断じてならない。

(4) われわれは、今回の政府の措置に断固として抗議する。同時に「中学校における学習を踏まえ」という文言を手がかりに、高校の教科書が竹島問題を積極的にとりあげるよう関係各位に要望する。

戦後の日本は、国家とは何か、国家の役割とは何か、といったことを一貫して教えてこなかった。国際法の教育もしてこなかった。われわれはこの機会に、国家論と国際法の教育を中学から大学まで系統的に行なう必要があることを提起したい。

以上